



茨城県報 第 2751 号

平成27年12月17日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 受胎調節実地指導員の指定 (子ども家庭課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (中小企業課) 2
- 道路の区域の変更 (3件) (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) 4
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課) 5
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定 (会計管理課) 5
- 土地改良区役員の就退任 (農林事務所) 6
- 土地改良区役員の退任 (2件) (農林事務所) 7
- 土地改良区の解散に伴う清算人の退任 (農林事務所) 7

(病 院 局)

- 病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部改正 8

(公 安 委 員 会)

- 茨城県地域交通安全活動推進委員の委嘱 8

(選 挙 管 理 委 員 会)

- 直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数 9

公 告

- 県税のコンビニエンスストア収納事務委託提案募集公告 (税務課) 11
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) 24
- 農用地利用配分計画の認可の申請 (農業経営課) 24
- 公共測量の実施 (2件) (用地課) 27
- 公共測量の終了 (用地課) 27
- 都市計画の変更案の作成に係る公聴会の開催の中止 (都市計画課) 27
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 28
- 軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所) 28

(教 育 委 員 会)

- 落札者等の公示 (4件) 28
- 入札公告 30

規 程

(病 院 事 業 管 理 者)

- 茨城県病院局院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程 35

告 示

茨城県告示第1528号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成27年12月9日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 作田 恵美

住 所 茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘1丁目3番地4
みらいスクエア503

茨城県告示第1529号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

那珂コミュニティプラザ

那珂市菅谷字寄居1591-1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成27年10月15日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前） ホーマック株式会社

代表取締役 柴 田 憲 次

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番41号

（変更後） DCMホーマック株式会社

代表取締役 石 黒 靖 規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

(3) 届出年月日

平成27年9月28日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1530号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ笠間

笠間市寺崎123番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成27年11月24日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 川 村 嘉 則

東京都港区西新橋三丁目9番4号

(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 川 村 嘉 則

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年11月11日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年12月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 水戸神栖線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
水戸市元吉田町1028番4から 水戸市元吉田町1061番3まで	旧	メートル 最大 73.1	メートル 1200	区 域 追 加
		最小 18.1		
	新	最大 73.1	1200	
		最小 18.1		

茨城県告示第1532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年12月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
常陸太田市大中町字小森645番1地先から 常陸太田市大中町字寺田862番7まで	旧	メートル 最大 14.4	メートル 252	区 域 追 加
		最小 12.6		
	新	最大 33.8	252	
		最小 13.4		

茨城県告示第1533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年12月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
常陸太田市天神林町字滝坂1093番1地先から 常陸太田市天神林町字滝坂1097番1地先まで	旧	メートル 最大 15.0	メートル 86	区 域 追 加
		最小 9.0		
	新	最大 25.9	86	
		最小 13.7		

茨城県告示第1534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年12月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 竜ヶ崎阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町吉原字牛頭座2925番地先から
稲敷郡阿見町よしわら六丁目1番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月21日

茨城県告示第1535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年12月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 竜ヶ崎阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町吉原字六拾塚3556番2地先から
稲敷郡阿見町吉原字牛頭座3531番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月21日

茨城県告示第1536号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成27年12月9日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
笠間市下郷4439番地の21
鈴木 繁治
（売りさばき所：笠間市下郷4439番地の21）

茨城県告示第1537号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定年月日 平成27年12月10日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
笠間市下郷4439番地の32
株式会社鈴木石油店
代表取締役 鈴木 治

(売りさばき所：笠間市下郷4439番地の21)

茨城県告示第1538号

水戸市三の丸3丁目9番28号に事務所を置く千波湖土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年12月17日

茨城県県央農林事務所長 西 溪 一 男

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	川 又 隆 雄	水戸市吉沼町131番地
〃	鈴 木 將 夫	〃 東大野136番地の1
〃	横須賀 俊 和	〃 中大野648番地の2
〃	齊 藤 孝 憲	〃 酒門町18番地
〃	鈴 木 將 一	〃 下大野町2098番地
〃	雨 貝 行 信	〃 〃 2925番地の2
〃	吉 川 勝 久	〃 塩崎町34番地の3
〃	櫻 井 宏 久	〃 平戸町408番地の1
〃	人 見 則 久	〃 川又町263番地
〃	塚 本 忠 一	〃 栗崎町1972番地
〃	上 田 佐 太 郎	〃 大串町441番地
〃	木 村 孝 造	〃 島田町49番地
〃	入 野 秀 男	〃 大場町1721番地
〃	渡 邊 隆 文	〃 下入野町1593番地
〃	荻 谷 政 明	〃 元石川町893番地の5
監 事	遠 西 平 男	〃 西大野497番地
〃	飛 田 克 己	〃 小泉町982番地
〃	宮 部 誠 光	〃 大串町827番地の3
〃	宮 部 秀 正	〃 大場町10番地の27

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	川 又 隆 雄	水戸市吉沼町131番地
〃	鈴 木 將 夫	〃 東大野136番地の1
〃	庄 司 良 博	〃 中大野286番地
〃	齊 藤 孝 憲	〃 酒門町18番地
〃	鈴 木 將 一	〃 下大野町2098番地
〃	平 戸 政 明	〃 〃 2933番地
〃	吉 川 勝 久	〃 塩崎町34番地の3
〃	櫻 井 宏 久	〃 平戸町408番地の1
〃	栗 原 茂 之	〃 川又町3470番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	塚 本 忠 一	水戸市栗崎町1972番地
〃	宮 部 誠 光	〃 大串町827番地の 3
〃	木 村 好 美	〃 島田町45番地
〃	渡 邊 隆 文	〃 下入野町1593番地
〃	齋 藤 政 雄	〃 大場町4219番地
〃	萩 谷 政 明	〃 元石川町893番地の 5
監 事	遠 西 平 男	〃 西大野497番地
〃	飛 田 克 己	〃 小泉町982番地
〃	山 口 己 治 夫	〃 六反田町483番地の 1
〃	飛 田 輝 彌	〃 大場町2248番地の 5

茨城県告示第1539号

潮来市延方4187番地に事務所を置く潮来市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年12月17日

茨城県鹿行農林事務所長 小 林 達 也

退任

職 名	氏 名	住 所
理 事	和 知 清	潮来市潮来212番地

茨城県告示第1540号

下妻市高道祖1020番地に事務所を置く下妻市高道祖土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年12月17日

茨城県西農林事務所長 小 野 田 徹 弥

1 退任

職 名	氏 名	住 所
理 事	松 崎 隆	下妻市高道祖4600- 4

茨城県告示第1541号

土浦市永井本郷入会地字離山番外1番地に事務所を置く清算法人新治村大畑土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年12月17日

茨城県南農林事務所長 石 井 仁

退 任

氏 名	住 所
鈴 木 祐次郎	土浦市大畑1226番地 1
中 川 勝 雄	〃 〃 1234番地 1
小松崎 幸 男	〃 〃 1246番地
小松崎 忠 夫	〃 〃 282番地
柳 田 哲 男	〃 〃 1230番地

~~~~~  
( 病 院 局 )

#### 茨城県病院局告示第6号

平成18年4月1日茨城県病院局告示第1号で告示した茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第61号）第4条第1項第1号のただし書き、同条同項第2号及び同条第3項中の規定により病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部を次のように改正する。

平成27年12月17日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

表中

|                   |                                                     |        |   |
|-------------------|-----------------------------------------------------|--------|---|
| 21 透析センター個別専用室利用料 | 昼間（8：30～18：30）                                      | 1,080円 | を |
|                   | 夜間（18：00～8：30）                                      | 1,620円 |   |
| 22 その他の診察料        | 医科診療報酬点数料及び食事療養の費用額算定基準の例により算定した額又は実費に消費税相当額を加えて得た額 |        |   |

|                      |                                                                    |        |   |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------|--------|---|
| 21 透析センター個別専用室利用料    | 昼間（8：30～18：30）                                                     | 1,080円 | に |
|                      | 夜間（18：00～8：30）                                                     | 1,620円 |   |
| 22 ロボット支援手術          |                                                                    |        |   |
| (1) ロボット支援腹腔鏡下腎部分切除術 | 1回につき 799,200円<br>(ただし、入院期間が8日間を越える場合には、8日目を以降、1日につき24,840円を加算した額) |        |   |
| 23 その他の診察料           | 医科診療報酬点数料及び食事療養の費用額算定基準の例により算定した額又は実費に消費税相当額を加えて得た額                |        |   |

改める。

付 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

~~~~~  
(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第136号

道路交通法第108条の29第1項の規定により平成27年12月9日付けをもって茨城県地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱する。

平成27年12月17日

茨城県公安委員会委員長 今 高 博 子

活 動 区 域	氏 名	連 絡 先
鹿嶋警察署管内	野 口 豊 子	鹿嶋警察署交通課
牛久警察署管内	青 山 茂 夫	牛久警察署交通課
牛久警察署管内	大 木 勝 巳	牛久警察署交通課
結城警察署管内	増 山 英 大	結城警察署交通課

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成27年12月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,177人

- 2 地方自治法第75条第1項の規定による県の事務の執行に関する監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,177人

- 3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

401,103人

- 4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

水 戸 市 選挙区	79,481人
日 立 市 選挙区	51,522人
土 浦 市 選挙区	38,932人
古 河 市 選挙区	39,193人
石 岡 市 選挙区	21,406人
結 城 市 選挙区	14,051人
龍 ヶ 崎 市 選挙区	21,258人
下 妻 市 選挙区	11,806人
常 総 市 選挙区	22,887人

常陸太田市 選挙区	21,101人
高萩市 選挙区	8,418人
北茨城市 選挙区	12,697人
笠間市 選挙区	21,524人
取手市 選挙区	35,324人
牛久市 選挙区	22,804人
つくば市 選挙区	56,885人
ひたちなか市 選挙区	42,519人
鹿嶋市 選挙区	18,441人
潮来市 選挙区	8,068人
守谷市 選挙区	17,042人
常陸大宮市 選挙区	12,424人
那珂市 選挙区	15,299人
筑西市 選挙区	29,278人
坂東市 選挙区	14,894人
稲敷市 選挙区	14,936人
かすみがうら市 選挙区	11,656人
桜川市 選挙区	12,334人
神栖市 選挙区	24,694人
行方市 選挙区	10,142人
鉾田市 選挙区	18,342人
つくばみらい市 選挙区	13,458人
小美玉市 選挙区	14,112人
東茨城郡南部 選挙区	9,286人
那珂郡 選挙区	10,082人
稲敷郡北部 選挙区	17,326人
猿島郡 選挙区	9,331人

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

401,103人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、県選挙管理委員、県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

401,103人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

401,103人

公 告

●県税のコンビニエンスストア収納事務委託提案募集公告

県税のコンビニエンスストア収納事務委託に関する提案を募集するので、次のとおり公告する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 業務の担当部局

茨城県総務部税務課企画管理担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 (行政棟7階)

電話029-301-2418

2 委託業務の名称等

- (1) 委託業務の名称 県税のコンビニエンスストア収納事務
- (2) 委託業務の内容 別添「県税のコンビニエンスストア収納事務内容等説明書」のとおり

3 提案者の参加資格

- (1) 受託する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況及び財務状況が良好であること。
- (2) 地方公共団体の公金又は電気料金、上下水道料金、ガス料金、電信電話料等の公共料金の扱いについて実績を有していること。
- (3) 別添の内容説明書に記載されている全てのコンビニエンスストアと業務提携している(できる)こと。
- (4) 収納した金額を遅滞なく払込書の方法により指定金融機関等に払い込むことができ、かつ、収納状況を電磁的記録によって正確に記録し、当該電磁的記録について電気通信回線を使用して茨城県に必要な報告ができる技術を有していること。
- (5) 別添「コンビニ収納データ仕様書」に記載する各データに対応ができること。
- (6) 別添「県税のコンビニエンスストア収納事務内容等説明書」に定める内容を遂行できること。なお、内容を一部遂行できない場合は、任意様式等で対応出来ない理由等を記載すること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (8) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 茨城県暴力団排除条例(平茂22年茨城県条例36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (11) 茨城県税及び消費税(地方消費税を含む)の滞納がないこと。

4 参加の申し出

参加を希望する者は、平成27年12月18日(金)までに、9(3)送信先へファクシミリ又は電子メールにより申し出

ること。申し出の様式は任意とし、事業者名、担当部署名、担当者氏名、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。

5 委託契約決定の方法

- (1) 参加者は、7 に示す提案書を提出する。
- (2) 県は、別途定める審査委員会において提案書の内容を審査した上で、契約予定者を1者決定する。なお、県は選定した企画提案について、事務処理上必要と認めた場合に、当該企画提案者と協議の上、その企画提案の一部を修正できるものとする。
- (3) 契約予定者は、県が指定する期日までに見積書を提出する。
- (4) 県は、見積書の内容について精査のうえ、契約を締結する。

6 提案書の提出方法

次により持参又は書留郵便により郵送すること。

- (1) 提出場所 上記1の担当部局に同じ。
- (2) 提出期限 平成28年1月7日(木)午後5時まで(必着)
土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 提案書の作成

- (1) 規 格 別添「提案書」の様式のとおり。
- (2) 提出部数 9部(うち1部については社名を表示すること。)
- (3) 記載要領 別添「提案書記載要領」のとおり。

標準的な仕様は県が提案書を審査するに当たっての基準(必要条件ではない。)を示したものであるから、内容をよく把握した上で、記載要領に基づき記載すること(別紙によることも可)。

また、この提案書に掲げられている事項以外で特に提案したい事項があるときは、任意の様式により提出すること。

- (4) 必要添付書類(原本各1通)
 - ・資格要件に係る申立書(様式1)
 - ・会社概要等(直近の決算状況が確認できる資料を添付)
 - ・現在事項証明書
 - ・県税事務所が発行する茨城県税において未納がないことを証する納税証明書
 - ・税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書

8 審査方法及び評価項目

- (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価項目により審査する。審査結果は、審査委員会終了後、すべての参加者に対して通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

- (2) 企画提案の評価項目

概要	①経営状況及び財務状況 ②民間調査会社格付け
公金の保全	③払込金の払込スケジュール ④公金の安全確保に関する具体的な取組や考え方 ⑤コンビニエンスストアに事故等が生じた場合の収納金の保護対策 ⑥自社における収納金の保護対策 ⑦公金収納業務等の取扱実績

業務実施体制	⑧納税者が利用できるコンビニエンスストア ⑨業務実施体制 ⑩個人情報の管理体制 ⑪収納金の払込方法
データ処理体制	⑫収納データの伝送方式 ⑬伝送トラブルにおける対応
委託経費	⑭基本経費 ⑮準備業務に係る経費
準備業務	⑯準備業務内容
その他	⑰アピール事項 ⑱その他

9 質問

提案書の作成に当たっての質問は、質問事項を記載した任意の書面によるものとし、ファクシミリまたは電子メールにより次の担当あてに送信すること。

なお、質問に対する回答は、公正を期するため、参加者すべてに対してファクシミリ又は電子メールにより送信する。

- (1) 質問期限 平成27年12月21日（月）～22日（火）午後1時まで
- (2) 回答期限 平成27年12月24日（木）
- (3) 送信先 茨城県総務部税務課 企画管理担当
F A X 029-301-2448
Eメール：zeimul@pref.ibaraki.lg.jp

10 その他

- (1) 審査は書面審査によることとするが、提案内容に関して確認または問合せを行うことがある。
- (2) 提案書の作成に関する経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出のあった提案書は返却しない。
- (4) 提案書の提出期限後の提出、再提出及び差し替えは一切認めない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、その者の提案を無効とする。
 - ア) 応募資格のない者が提案したとき。
 - イ) 企画提案に関して、談合等の不正行為があったとき。
 - ウ) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - エ) その他、提示された事項及び企画提案に関し定めた要件に違反したと当課が判断したとき。

別添 「県税のコンビニエンスストア収納事務内容等説明書」

「提案書（様式及び記載要領）」

県税のコンビニエンスストア収納事務内容等説明書

コンビニエンスストアにおける県税の収納に係る事務の委託の内容等については、次のとおりとする。

1 契約期間等

契約期間：契約締結日から平成31年2月28日まで。

収納事務履行期間：平成28年4月1日から平成31年2月28日

ただし、平成28年4月1日から平成30年9月30日までに作成する納付書に係る収納に限る。なお、この契約期間中であっても、平成28年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額に減額又は削除があった場合は

この契約は解除できる。

2 予定数量 (平成27年 4 月 1 日から平成31年 2 月28日まで見込)

1,786,076件

【内訳】 平成28年度 670,580件

平成29年度 745,092件

平成30年度 (平成30年 9 月30日まで発行分) 365,765件

3 取扱対象とするコンビニエンスストア

(1) 少なくとも茨城県内に店舗を有する全てのコンビニエンスストアと業務提携している (できる) こと。ただし MMK 設置店と連携する場合は、茨城県指定代理金融機関及び茨城県収納代理金融機関に設置してある場合を除く。

(2) なお、上記以外のコンビニエンスストアを取扱い対象とすることも可能とする。

4 用語の定義

この説明書で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 納付書 納税者が県税を納税するために使用する茨城県税条例施行規則 (昭和34年茨城県規則第107号) に規定する横 3 連帳票又は横 4 連帳票の様式で、バーコードが印字されているものをいう。
- (2) バーコード 料金支払帳票用 G S 1 - 128コードをいう。
- (3) 受託会社 県からコンビニエンスストアにおける県税の収納事務を受託した者のうち、収納代行業者をいう。
- (4) 収納取扱店 県が指定したコンビニエンスストアの各直営店およびフランチャイズ契約等を締結している加盟店 (エリアフランチャイズ契約を締結しているエリアフランチャイザーの直営店及びエリアフランチャイザーとの間でフランチャイズ契約を締結している加盟店を含む。) のことをいう。
- (5) 収納金 納付書により収納取扱店が収納した県税をいう。
- (6) 収納データ 収納金に係る納付書のバーコード上の情報をいう。
- (7) 速報データ 収納データに基づき、直ちに送付される収納金に係るデータをいう。
- (8) 確報データ 収納金に係る「領収済通知書」の金額と、収納金の金額とが一致したデータをいう。
- (9) 速報取消データ 速報データを取り消すために送付されるデータをいう。
- (10) 収納事務 次に掲げる事務のことをいう。

ア 県が作成した納付書に基づき、収納取扱店が県税を収納し、各コンビニエンスストア本部 (以下「各コンビニ本部」という。) へ収納金を送付する事務

イ 各コンビニ本部が収納金のデータを受託会社に送付する事務

ウ 各コンビニ本部が収納金を受託会社の指定する金融機関に振り込む事務

エ 受託会社が各コンビニ本部から送付を受けた収納金のデータを県に送付する事務

オ 県が指定する払込書を用いて、受託会社が収納した県税を県の指定する金融機関に払い込む事務

5 収納取扱店における収納事務の取扱い

(1) 収納取扱店は、次のとおり収納事務を行うものとする。

ア 納税者が持参した納付書により県税を収納する。

イ 納付書の指定箇所 (領収日付印欄) に領収印を押印する。

ウ 納付書のうち横 3 連帳票の場合は「領収証書」を、横 4 連帳票の場合は「領収証書」及び「自動車税納税証

明書（継続検査・構造等変更検査用）」を納税者に交付する。

エ 「納付書（原符）」を取納取扱店で保管し、「領収済通知書」を各コンビニ本部に送付する。

オ 収納金は、原則として収納した日の翌銀行営業日までに各コンビニ本部に送金する。

(2) 収納取扱店は、次の事項に留意して県税を収納するものとする。

ア 納付書のバーコードをバーコードスキャナで読み取り、読み取りした金額を現金で領収し、その後、領収印を押印すること。

イ バーコードスキャナによる読み取りに代え、レジスターキーによるバーコード入力をしてはならないこと。

(3) 収納取扱店は、次に掲げる場合は、県税を収納できないものとする。

なお、これらに該当する場合は、県税を収納できない旨を納税者に告げるとともに、最寄りの県税事務所に連絡するよう伝えるものとする。

ア 納付書にバーコードが表示されていない場合

イ 破損、汚損により納付書のバーコード情報を読み取ることができない場合

ウ 納付書の税額、バーコード等の表示内容を訂正している場合

エ 納付書のコンビニエンス取扱期限経過の場合

オ 納税者が納付書を持参しない場合

(4) 収納取扱店は、印紙税法（昭和42年法律第23号）第5条の規定により、領収証書に収入印紙を貼付しないものとする。

(5) 収納取扱店は、収納完了後は、納税者からの返金の要求に応じないものとする。

(6) 収納取扱店は、納付書に誤って領収印を押印したときは、その領収印の上に無効であることが認識できる旨の措置を講ずるものとする。

(7) 収納取扱店は、領収印が不正に使用されないよう、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(8) 契約期間の満了時点で完結していない業務については、丙は当該収納金引渡事務完了まで業務を遂行すること。

6 コンビニ本部における収納事務の取扱い

コンビニ本部は、次のとおり収納事務を行うものとする。

(1) 収納データを1日を単位として取りまとめの上、速報データを作成し、受託会社に送付する。

(2) 受託会社に送付した速報データと収納取扱店から送付された領収済通知書とを照合する。

(3) (2)の照合結果に基づき次のデータを作成し、これらのデータを受託会社に送付する。

ア 確報データ

イ 速報取消データ

(4) 確報データに係る収納金を受託会社の指定する金融機関へ振り込む。

(5) 収納取扱店から送付された領収済通知書を保管する。

7 受託会社における収納事務の取扱い

受託会社は、次のとおり収納事務を行うものとする。

(1) 各コンビニ本部から送付のあった速報データを県に送付する。

(2) 各コンビニ本部から送付のあった確報データと各コンビニ本部から振り込まれた収納金の金額とを照合する。

(3) (2)の照合の結果が一致しないときは、その原因を究明するとともに、直ちに所要の措置を講ずる。

(4) (2)の照合の結果を一致させた上で、確報データを県に送付する。

(5) 収納金の金額を確定した後、その確定した収納金を、県指定の払込書により、県税事務所（県内5箇所）ごと県指定金融機関等へ払い込む。

(6) 県と収納取扱店との連絡調整及び収納事務に関して、県と協議の上、行うものとする。

(7) 契約期間の満了時点で完結していない業務については、丙は当該収納金引渡事務完了まで業務を遂行すること。

8 収納事務日程表の作成

受託会社は、次のとおり収納事務日程表を作成するものとし、受託会社及び各コンビニ本部は、この日程表に基づき収納事務を行うものとする。

(1) 次に掲げるところにより、速報データ及び確報データの送付、収納金の払込みその他の収納事務の処理に関する1月間の日程を記載する。

ア 県への速報データの送付

収納取扱店において県税を収納した日の翌日（県の閉庁日に当たる場合は、翌々日以後の最初の開庁日）

イ 受託会社への確報データの送付

収納取扱店において県税を収納した日（6日間を限度として数日間分を取りまとめる場合は、県税を収納した最後の日）の翌日から起算して原則として4日以内（この期間中に各コンビニ本部又は受託会社の休日が含まれる場合は、その日は算入しない。）

ウ 収納金の振込み

受託会社に確報データを送付した日の翌々日まで（この期間中に金融機関の休日が含まれる場合は、その日は算入しない。）

エ 県への確報データの送付

受託会社に確報データが送付された日の翌日から起算して原則として4日以内（この期間中に受託会社の休日が含まれる場合は、その日は算入しない。）

オ 収納金の払込み

収納金の振込みがあった日の翌々日まで（収納金の振込みがあった日又はその翌日が指定金融機関の休日が含まれる場合は、その日は算入しない。）

(2) 当月分の収納事務日程表は、前月の20日までに県に提出すること。

(3) 受託会社は、収納事務日程表を変更しようとするときは、県の了解を得るものとする。

9 受託会社から県へのデータの送付方法

(1) 県への速報データ、確報データ及び速報取消データは、これらのデータを県が取得すべき日の午後4時までに受託会社の電子情報処理組織に登録しておく。

(2) 県は、I S D N回線を通じて(1)のデータを取得する。

(3) 受託会社は、(1)のデータに瑕疵があるときは、再度これらのデータを作成する。

10 電話回線又は電子情報処理組織に不具合が生じた場合の措置

受託会社は、電話回線の不通（短時間で復旧すると認められる場合を除く。）又は事故若しくは県の電子情報処理組織の不具合により、県に速報データ、確報データ又は速報取消データを送付できなくなったときは、その送付できなくなったデータを磁気媒体により、当日中に県に引き渡すものとする。

11 検査

受託会社及び各コンビニ本部は、県税の収納事務について、県の職員の定期検査を受けなければならない。

12 連絡体制

受託会社は、自己の従業員の中から連絡員及び連絡補助員の各1人ずつを指定し、県に届け出るものとし、県、受託会社及び各コンビニ本部の3者間の相互の連絡は、原則として、この連絡員又は連絡補助員を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

13 事故の報告

受託会社は、事故が発生したときは、直ちに県に連絡するとともに、そのてん末を文書により県に報告するもの

とする。

14 収納金の保全

受託会社は、収納金の保全のための適切な措置をとるものとする。

15 経営状況の報告

- (1) 県は、必要に応じて受託会社及び取扱店の経営状況の報告を受けることができる。
- (2) 受託会社は、各コンビニ本部に関する経営状況の情報収集を常時行うことにより、各コンビニ本部の決算報告等をもとに必要に応じて県に報告を行うものとする。

16 コンビニエンスストア収納実施までの準備作業

受託会社は、平成28年4月1日からコンビニエンスストアで県税の収納を開始することができることとするため、必要な場合、バーコード読み取りテスト等、コンビニエンスストア収納実施のための準備作業を行うものとする。なお、本県の税務オンラインシステムの改修は基本的には発生しないこと。

準備業務を実施する場合、受託会社は、県とコンビニエンスストア等と調整の上、詳細な導入スケジュールを作成すること。なお、準備業務に係る見積限度額は50,000円以内とする。(消費税及び地方消費税相当額を含む。)なお、この額は事業規模の内容をしめすものであり、予定価格を示すものでないことに留意すること。

コンビニ収納データ仕様書

1 構成

ヘッダーレコード、データレコード、トレーラーレコード及びエンドレコードで構成する。

2 レコード長

各レコードとも100バイトとする。

3 フォーマット

- (1) バーコード仕様(地方税)

※料金支払帳票用 G S 1 - 128コード

項目名	属性	バイト数	項目内容
-	X	2	「91」固定
事業者コード等	X	6	「9」+丙の事業者コード(5桁)
利用企業コード	X	3	
課税年度	X	2	西暦下2ケタ
税目コード	X	2	
県税事務所コード	X	1	
最終一連番号	X	9	
再発行回数	X	3	
予備	X	1	固定「0」
再発行区分 (再発行回数)	X	1	再請求・督促等の再発行時に設定
支払期限日 (西暦下2けた+月+日)	X	6	支払期限日を設定 (コンビニでの取り扱いができなくなる日、 西暦下2桁+月2桁+日2桁)
印紙フラグ	X	1	「0」固定
支払金額	X	6	コンビニでの支払額を設定(円単位)、30万円以下

全体チェックデジット (モジュラス10)	X	1	「GS1-128」による標準料金代理収納ガイドライン」(2014年4月, P11)に基づき計算した値を設定
合 計		44	

(2) 伝送レコードレイアウト

ア ヘッダーレコード

	項目名	属性	桁数	内 容
1	レコード区分	X	1	「1」ヘッダーレコード
2	データ作成日付	X	8	YYYY・・・年(西暦), MM・・・月, DD・・・日
3	小売業企業コード	X	5	前“ゼロ”でコンビニの企業コードをセット
4	事業者コード	X	5	丙が取得している地方公共団体用の事業者コード
5	利用企業コード	X	5	利用企業コード(利用企業コードが3桁の場合, コード+00とする)
6	収納受付区分	X	1	「1」コンビニ
7	予備	X	73	スペース
8	データ種	X	2	「01」(本番用), 「99」(テスト用)
	合 計		100	

イ データレコード

	項目名	属性	桁数	内 容
1	レコード区分	X	1	「2」(データレコード)
2	データ識別	X	2	「01」速報, 「02」確定, 「03」(取消)
3	店舗収納日付	X	8	YYYY・・・年(西暦), MM・・・月, DD・・・日(コンビニ店舗が収納した日をセット)
4	店舗収納時間	X	4	HH・・・時, MM・・・分(コンビニ店舗でバーコードスキャンした時間)
5	バーコード情報	X	44	バーコードの内容
6	予備	X	3	スペース
7	収納店舗コード	X	7	前“ゼロ”でコンビニ店舗コードをセット
8	支払い予定日	X	8	確報データは入金予定日(YYYYMMDD)をセット 速報データは「00000000」をセット
9	収納コンビニ	X	16	コンビニ名(半角8文字)をセット
10	予備	X	7	スペース
	合 計		100	

ウ トレーラレコード

	項目名	属性	桁数	内 容
1	レコード区分	X	1	「8」トレーラレコード
2	速報件数合計	X	6	速報データの件数合計をセット(未使用時はALL“ゼロ”)
3	速報金額合計	X	11	速報データの金額合計をセット(未使用時はALL“ゼロ”)
4	確定件数合計	X	6	確報データの件数合計をセット(未使用時はALL“ゼロ”)

5	確定金額合計	X	11	確報データの金額合計をセット (未使用時はALL “ゼロ”)
6	(取消件数合計)	X	6	取消データの件数合計をセット (未使用時はALL “ゼロ”)
7	(取消金額合計)	X	11	取消データの金額合計をセット (未使用時はALL “ゼロ”)
8	予備	X	48	スペース
			100	

エ エンドレコード

	項目名	属性	桁数	内 容
1	レコード区分	X	1	「X」(エンドレコード)
2	レコード総件数	X	11	最初のヘッダレコードからエンドレコードまでの総件数をセット
3	予備	X	88	スペース
合 計			100	

※属性欄の表記について

9 : 数字, X : 文字

平成 年 月 日提出

県税のコンビニエンスストア収納事務の委託に係る受託業者選定

提 案 書

提案会社名

区 分		標 準 的 な 仕 様 等	提 案 内 容
概	1 経営状況及び財務状況	(1) 売上高	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分
		(2) 自己資本額	
		(3) 営業年数	
		(4) 従業員数	
		(5) 自己資本比率	
		(6) 流動比率	
要	2 民間調査会社格付け	(1) 民間調査会社名	
		(2) 評価対象	
		(3) 評価内容	
公 金 の 保 全	1 収納金の払込スケジュール	遅くともコンビニエンスストアにおいて原税を収納した日の翌日から起算して11日目（土曜、日曜及び休日是不算入）までに払込むことができる。 月6回以上払込が可能である。	
		2 公金の安全性確保に関する具体的な取組みや考え方の保護対策	収納金を他の資金とは明確に区分して管理するなどの対策が講じられている。
		3 コンビニエンスストアに事故等が生じた場合の収納金の保護対策	コンビニエンスストアの経営状況を常に把握しており、収納金の保全のための対策が講じられている。
		4 自社における収納金の保護対策	収納金の保全のための対策が講じられている。
		5 公金収納業務等の取扱実績	公金又は公共料金の取扱実績がある。

業 務 実 施 体 制	1	利用できるコンピュータ	納税者が利用できるコンピュータを具体的に記載。	
	2	業務実施体制(担当者数、連絡体制、事故・緊急時の対応等)	固定した連絡窓口があり、常に連絡可能な体制が整っている。速やかにトラブル等の事故に対応出来る窓口がある。	
	3	個人情報保護の管理体制(納付書等の管理、保存、処分の方法等)	情報管理責任者を配置しており、IDカード、ログ記録などにより、データの管理を行うとともに、保管場所に施錠するなどして、帳票類の流出・紛失の防止をはかっている。	
	4	収納金の払込方法	払込書で、県税事務所(茨城県内5箇所)ごとに、指定金融機関(常陽銀行)に払い込むことができる。	
データ処理体制	1	収納データの伝送方式	セキュリティの保護がされている。	
	2	伝送トラブルにおける対応	伝送トラブルが生じた場合でも、収納データを取替(磁気媒体によることも可)することができる。	
委託経費	1	基本経費	(1) 収納1件当たりの手数料 (2) 1か月の基本料金 (3) その他の経費	
	2	準備業務に係る経費	経費を要する場合は記載する。	
業 務 準 備		準備業務内容	準備業務が必要な場合は記載する。	
そ の 他		アビール事項	上記以外で特に提案したい事項	

提 案 書 記 載 要 領

区 分		標 準 的 な 仕 様 等	記 載 要 領 等
概要	1	経営状況及び財務状況 (1) 売上高 (2) 自己資本額 (3) 営業年数 (4) 従業員数 (5) 自己資本比率 (6) 流動比率	直近の事業年度が終了した時点における状況を記載する。 このほか、当該事業年度分の貸借対照表及び損益計算書（IR用のパンフレット等でも可）を1部添付する。
	2	民間調査会社格付け (1) 民間調査会社名 (2) 評価対象 (3) 評価内容	民間調査会社による直近の格付け（複数格付けがある場合はそのすべて）を記載する。
公金の保全	1	収納金の払込スケジュール 遅くともコンビニエンスストアにおいて県税を収納した日の翌日から起算して11日目（土曜、日曜及び休日は不算入）までに払込むことができる。 月6回以上払込が可能である。	平成28年4月収納分の標準的なスケジュール表を、コンビニエンスストアごと（取りまとめ可）に任意様式により提出する。また、速報データ、確報データの送付スケジュールも併せて記載する。 さらに、標準的なスケジュールを短縮することができる場合は、その旨を必ず付記する。
	2	公金の安全性確保に関する具体的な取組みや考え方 収納金を他の資金とは明確に区分して管理するなどの対策が講じられている。	たとえば、茨城県分の収納金を管理するための固有の口座を設けるなど、公金の安全確保に対する考え方や具体的な取組みを記載する。
	3	コンビニエンスストアに事故等が生じた場合の収納金の保護対策 コンビニエンスストアの経営状況を常に把握しており、収納金の保全のための対策が講じられている。	併せて、コンビニエンスストアに起因する事故により収納金を確保することができなくなった場合の責任の分担及び対処の方法についても記載する。
	4	自社における収納金の保護対策 収納金の保全のための対策が講じられている。	公金の安全確保に対する考え方や具体的な取組みを記載する。
	5	公金収納業務等の取扱実績 公金又は公共料金の取扱実績がある。	具体的な取扱実績（種別ごとの契約先、年数及び取扱件数）を記載する。
業務実施体制	1	利用できるコンビニエンスストア 納税者が利用できるコンビニエンスストアを具体的に記載。	利用できるコンビニエンスストアの名称を具体的に記載する。
	2	業務実施体制(担当者数、連絡体制、事故・緊急時の対応等) 固定した連絡窓口があり、常に連絡可能な体制が整っている。速やかにトラブル等の事故に対応出来る窓口がある。	通常業務、事故・緊急時に分けて、連絡窓口及びその体制、対応の流れ、対応可能な時間等を記載する。
	3	個人情報保護の管理体制(納付書等の管理、保存、処分の方法等) 情報管理責任者を配置しており、IDカード、ログ記録などによりデータの管理を行うとともに、保管場所に施錠するなどして、帳票類の流出・紛失の防止をはかっている。	情報管理（データ管理）に向けた具体的な取組や対策を記載する。なお、情報保護に関する認証を取得している場合は、そのすべてを併せて記載する。
	4	収納金の払込方法 払込書で、県税事務所（茨城県内5箇所）ごとに、指定金融機関（常陽銀行）に払い込むことができる。	収納金を払い込む際に利用する銀行名及び支店名を記載する。
データ処理体制	1	収納データの伝送方式 セキュリティの保護がされている。	伝送方式を記載する。なお、強固にセキュリティを確保できるものがあれば、その伝送方式を記載のこと。
	2	伝送トラブルにおける対応 伝送トラブルが生じた場合でも、収納データを取得（磁気媒体によることも可）することができる。	伝送トラブルが生じた場合の解決方法その運用体制について具体的に記載する。

区 分		標 準 的 な 仕 様 等	記 載 要 領 等
委 託 経 費	1	基本経費 (1) 収納 1 件当たりの手数料 (2) 基本料金 (3) その他の経費	条件により積算が異なるようであれば前提となる条件ごとに経費を記載する。
	2	準備業務に係る経費	経費を要する場合は記載する。 条件により積算が異なるようであれば、前提となる条件ごとに経費を記載する。
業 準 務 備	準備業務内容	準備業務が必要な場合は記載する。	準備業務が必要な場合、詳細な内容を記載する。
そ の 他	アピール事項	上記以外で特に提案したい事項	説明書に対する意見、代替案、特記事項等あれば記載する。

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成28年2月3日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成27年12月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 結

3 代表者の氏名

宇野 宏子

4 主たる事務所の所在地

茨城県那珂市後台字バツケ3026番地10

5 定款に記載された目的

この法人は、那珂市及び周辺市町村において、高齢者、障害者及びその家族に対して、日常生活や外出に関する支援事業等を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

●農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、平成27年12月17日から平成28年1月4日までの間、茨城県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
関 和俊	日立市十王町伊師3016番地	日立市十王町伊師字東浜谷地1652番1 ほか41筆
和田 浩一	日立市十王町伊師2995番地	日立市十王町伊師字見渡中谷地1752番 ほか18筆
鈴木 政昭	日立市十王町伊師本郷461番地	日立市十王町伊師字三反田1504番1 ほか5筆
橋本 武	日立市十王町伊師本郷478番地	日立市十王町伊師字浜内谷地1607番2 ほか1筆
鈴木 伸一	日立市十王町伊師本郷460番地	日立市十王町伊師字浜ノ内1634番1 ほか7筆
井沢 清	土浦市常名171番地	土浦市常名字土井346番2 ほか115筆
酒井 正治	土浦市並木3丁目6番4号	土浦市常名字土井267番2 ほか53筆
田中 孝明	土浦市常名2374番地	土浦市常名字五斗蒔628番2 ほか17筆
吉田 藤樹	土浦市常名2267番地	土浦市常名字川原76番2 ほか144筆
有限会社高萩畜産	高萩市石滝539番地	高萩市石滝字宮田2921番 ほか27筆
坂本 喜久男	高萩市秋山1312番地	高萩市秋山字鶴ヶ淵3620番 ほか1筆
下山田 仁悟	高萩市秋山540番地2	高萩市秋山字高清水3813番 ほか3筆
那珂ファーム株式会社	那珂市飯田760番地	那珂市福田字仲坪297番1 ほか19筆
石崎 甲一	那珂市豊喰241番地	那珂市豊喰字矢頭1359番
上金 昭	那珂市豊喰153番地	那珂市豊喰字矢頭1360番1 ほか7筆
上金 幸夫	那珂市豊喰1211番地4	那珂市豊喰字中内1407番
坂本 克則	那珂市豊喰56番地1	那珂市豊喰字久保山下1427番 ほか4筆
坂本 一夫	那珂市豊喰27番地	那珂市豊喰字中内1397番 ほか3筆
坂本 一	那珂市豊喰7番地1	那珂市豊喰字矢頭1364番1
青野 徳治	稲敷市四箇2308番地	稲敷市四箇字四箇65番 ほか2筆
高柳 浩	稲敷市曲淵191番地	稲敷市曲淵字北割691番3 ほか15筆
宮本 忠明	稲敷市伊佐津1173番地	稲敷市羽賀浦字水神52番 ほか3筆
有限会社横田農場	龍ヶ崎市塗戸町2047番地	稲敷市上根本字羽黒下1847番 ほか2筆
高柳 弘	稲敷市伊佐部1673番地	稲敷市六角字参番割648番
神保 文一	稲敷市阿波崎125番地1	稲敷市八千石字八千石668番1 ほか1筆
工藤 修	稲敷市佐原組新田709番地	稲敷市佐原組新田字高丸821番 ほか17筆
井坂 孝雄	かすみがうら市深谷190番地	かすみがうら市一の瀬上流字木ノ川751番 ほか28筆
坂本 和男	かすみがうら市深谷1766番地	かすみがうら市一の瀬上流字木ノ川781番 ほか1筆
殿岡 眞一	かすみがうら市南根本394番地	かすみがうら市一の瀬上流字一の瀬256番 ほか7筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
大竹 剛	かすみがうら市戸崎1327番地 1	かすみがうら市一の瀬上流字一の瀬542番 ほか 1 筆
萩原 茂	かすみがうら市南根本706番地	かすみがうら市一の瀬上流字一の瀬295番 ほか 1 筆
小島 安	かすみがうら市深谷2919番地 3	かすみがうら市一の瀬上流字木ノ川895番 1 ほか 2 筆
嶋田 一幸	かすみがうら市安食1515番地	かすみがうら市一の瀬上流字一の瀬342番 1 ほか 2 筆
寺神戸 照和	かすみがうら市南根本471番地	かすみがうら市一の瀬上流字一の瀬301番
島田 孝一	かすみがうら市深谷191番地	かすみがうら市一の瀬上流字一の瀬613番 ほか 1 筆
飯塚 忠夫	かすみがうら市深谷3069番地	かすみがうら市一の瀬上流字木ノ川813番 ほか 2 筆
小野 紀之	かすみがうら市深谷3071番地	かすみがうら市一の瀬上流字木ノ川880番 ほか 1 筆
大久保 照男	かすみがうら市深谷2784番地	かすみがうら市一の瀬上流字一の瀬205番 ほか 7 筆
仲島 清	かすみがうら市宍倉185番地	かすみがうら市一の瀬上流字木ノ川873番 ほか 2 筆
小島 和明	かすみがうら市深谷2921番地	かすみがうら市一の瀬上流字一の瀬106番 ほか 2 筆
齋藤 好史	かすみがうら市下大堤846番地	かすみがうら市一の瀬上流字一の瀬93番 ほか 5 筆
小沼 宏行	小美玉市竹原中郷422番地	小美玉市竹原中郷字折戸1659番 ほか 1 筆
桜井 英起	小美玉市野田787番地 3	小美玉市川戸字伏沼1364番
高島 信夫	猿島郡境町170番地 3	猿島郡境町長井戸字立谷3001番 ほか 1 筆
石山 和幸	猿島郡境町大歩265番地	猿島郡境町大歩字新橋南2066番 ほか 7 筆

~~~~~

**●公共測量の実施**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 筑西土木事務所
- 2 作業種類 公共測量（数値図化）
- 3 作業期間 平成27年12月7日から平成28年2月10日まで
- 4 作業地域 筑西土木事務所管内の一部（L = 4.7km）  
（結城市、筑西市の一部）

- 
- 1 測量機関 茨城県
  - 2 作業種類 公共測量（空中写真撮影及びデジタルオルソ作成）
  - 3 作業期間 平成27年12月25日から平成28年3月24日まで
  - 4 作業地域 常陸大宮市、那珂市の全域

**●公共測量の終了**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 筑西土木事務所
- 2 作業種類 公共測量（数値図化）
- 3 作業終了日 平成27年11月20日
- 4 作業地域 筑西土木事務所管内の一部（L = 10.1km）  
（筑西市の一部）

**●都市計画の変更案の作成に係る公聴会の開催の中止**

大子都市計画道路の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する旨を平成27年12月3日付け茨城県報第2747号で公告したが、公述申出書の提出が提出期限である平成27年12月11日までになかったため、公聴会の開催を中止する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 日 時 平成27年12月18日（金）  
午後1時00分から
- 2 場 所 大子町大字大子866番地  
大子町役場第一分室会議室

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町上谷貝字岡1384番7

2 事業主の住所及び氏名

桜川市友部1445番地市営ますみ住宅5-3-3

國府田 俊行, 國府田 麻衣子

桜川市真壁町細芝292番地

國府田 政次

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成27年9月10日以降無効とする。

平成27年12月17日

茨城県筑西県税事務所長 佐 藤 賢 一

| 用途 | 種類      | 記号及び番号                    | 枚数 | 有効期間                         | 販売業者の所在地及び名称                       |
|----|---------|---------------------------|----|------------------------------|------------------------------------|
| 農業 | 50リットル  | F 700364<br>～<br>F 700367 | 4  | 平成27年4月1日<br>～<br>平成28年3月31日 | 常総市平町382-4<br>常総ひかり農業協同組合<br>大生給油所 |
|    |         | G 702354<br>～<br>G 702356 |    |                              |                                    |
|    | 500リットル | I 700468                  | 1  |                              |                                    |

( 教 育 委 員 会 )

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年12月17日

茨城県教育委員会教育長 小 野 寺 俊

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県立高萩高等学校外31校で使用する電気 9,691,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

教育庁総務企画部財務課 水戸市笠原町978番6

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成27年10月15日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

東京電力株式会社 E & G 事業本部 東関東本部長 三井 博隆

千葉県千葉市中央区富士見 2 丁目 9 番 5 号

5 落札金額又は随意契約に係る契約金額

180,058,955円 (消費税及び地方消費税抜き額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

平成27年 8 月31日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年12月17日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県立東海高等学校外30校で使用する電気 9,612,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

教育庁総務企画部財務課 水戸市笠原町978番 6

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成27年10月15日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

東京電力株式会社 E & G 事業本部 東関東本部長 三井 博隆

千葉県千葉市中央区富士見 2 丁目 9 番 5 号

5 落札金額又は随意契約に係る契約金額

178,590,888円 (消費税及び地方消費税抜き額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

平成27年 8 月31日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年12月17日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県立藤代紫水高等学校外32校で使用する電気 9,807,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

教育庁総務企画部財務課 水戸市笠原町978番6

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成27年10月15日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

東京電力株式会社 E & G 事業本部 東関東本部長 三井 博隆

千葉県千葉市中央区富士見2丁目9番5号

5 落札金額又は随意契約に係る契約金額

182,214,522円 (消費税及び地方消費税抜き額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日

平成27年8月31日

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年12月17日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県立特別支援学校で使用する電気 4,470,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

教育庁総務企画部財務課 水戸市笠原町978番6

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成27年10月15日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

東京電力株式会社 E & G 事業本部 東関東本部長 三井 博隆

千葉県千葉市中央区富士見2丁目9番5号

5 落札金額又は随意契約に係る契約金額

85,377,233円 (消費税及び地方消費税抜き額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日

平成27年8月31日

◎入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるもの

である。

平成27年12月17日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 調達する役務の名称及び数量

茨城県教育研修センターネットワークシステム機器賃貸借 一式

#### (2) 調達する借入物品

入札説明書による。

#### (3) 契約の期間

平成28年2月1日から平成33年1月31日までとする。ただし、平成28年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができるものとする。

なお、平成28年2月1日から平成28年3月31日までは準備期間とし、賃借料の発生は平成28年4月1日からとする。

#### (4) 納入場所

茨城県教育研修センター

#### (5) この調達は、一般競争参加資格確認申請書（添付資料を含む。）、入札書の提出などについて、原則として電子調達システムにより行う案件である。

### 2 担当部局

〒310-8588茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁学校教育部高校教育課管理担当

電話029-301-5245 Fax029-301-5269

### 3 入札参加資格

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

#### (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、「リース・レンタル」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。

〒310-8555茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課調度担当

電話029-301-4875

#### (3) 本公告に示した借入物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

#### (4) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

#### (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定するもの又は次に掲げる者でないこと。

- ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
- イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者
- オ 暴力団員又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

#### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この案件の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子調達システムにより行おうとするものは、この案件の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県電子調達システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子入札システム URL： <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

資料、入札書等の提出された時点は、2の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子入札システムによりがたい場合には、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出することにより承認を得て、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

#### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

##### (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

###### ア 期間

入札公告の日から平成27年12月28日(月)まで

###### イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

##### (2) 茨城県教育庁学校教育部高校教育課

###### ア 期間

入札公告の日から平成27年12月28日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

###### イ 場所

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁学校教育部高校教育課

#### 6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提出期限

平成28年1月15日(金)午後5時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

##### (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、3メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

##### (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

#### (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより一般競争参加資格確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成28年1月20日(水)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

#### 7 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、次のとおり入札書を提出すること。

##### (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込をした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

##### (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年1月26日(火)午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

##### (3) 開札日時及び場所

ア 日時

平成28年1月27日(水)午前10時00分

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6

教育庁学校教育部高校教育課内(県庁舎行政棟22階)

#### 8 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15条。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

#### 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札  
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の一般競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 10 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 11 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 12 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 13 契約書作成の要否

要

#### 14 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 納入期限を厳守すること。
- (5) 入札参加に際しては、受注者の事由により契約後に納入期限の変更が生じることのないよう、作業工程、在庫等の状況を十分に検討すること。
- (6) 受注者の事由により納入期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。
- (7) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県会計事務局会計管理課調度担当  
電話029-301-4875

## 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be Leased:  
Network system hardware 1 set for Ibaraki Teacher Training Center
- (2) Time-limit for the submission of tender:  
By mail:5:00p.m. 26 January 2016  
By hand:5:00p.m. 26 January 2016
- (3) Contact point for the notice:  
Ibaraki Prefecture Office of Education Department of School Education Senior High School Education Division  
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8588  
Phone:029-301-5245

---

# 規 程

---

(病院事業管理者)

## 茨城県病院事業管理規程第7号

茨城県病院局院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月17日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹也

茨城県病院局院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程

茨城県病院局院内保育所設置運営規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第7条(1)中「原則として、午前8時から午後5時45分まで。ただし、必要に応じて午後7時まで延長する。」を「月曜日から金曜日は、午前8時から翌日の午前8時まで。」に改める。

第7条(2)中「月曜日、水曜日及び金曜日は、午前8時から翌日の午前8時まで。」を「土曜日、日曜日は午前8時

から午後5時45分まで。ただし、必要に応じて午後7時まで延長する。」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

（平23病管規程12・全改正，平27病管規程7・全改正）

保育料徴収基準額表

| 階層区分 | 定義                                   | 保育料（月額） |         |         |
|------|--------------------------------------|---------|---------|---------|
|      |                                      | 満3歳児未満  | 満3歳児    | 満4歳児以上  |
|      |                                      | 保育標準時間  | 保育標準時間  | 保育標準時間  |
| 第1階層 | 生活保護世帯                               | 0円      | 0円      | 0円      |
| 第2階層 | 市町村民税非課税世帯                           | 4,000円  | 2,400円  | 2,400円  |
|      | 母子世帯等                                | 0円      | 0円      | 0円      |
| 第3階層 | 市町村民税所得割課税額48,600円未満である世帯            | 10,000円 | 7,000円  | 7,000円  |
|      | 母子世帯等                                | 9,000円  | 6,000円  | 6,000円  |
| 第4階層 | 市町村民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満である世帯   | 19,000円 | 16,000円 | 16,000円 |
| 第5階層 | 市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満である世帯  | 33,000円 | 25,000円 | 23,000円 |
| 第6階層 | 市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満である世帯 | 45,000円 | 26,000円 | 23,000円 |
| 第7階層 | 市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満である世帯 | 52,000円 | 26,000円 | 23,000円 |
| 第8階層 | 市町村民税所得割課税額397,000円以上である世帯           | 58,000円 | 26,000円 | 23,000円 |

（注）

- 1 当該徴収基準額は、笠間市の「保育料徴収金基準額表」に基づき作成したものであり、笠間市において徴収基準が改定された場合は別途作成する必要があること。
- 2 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

| 第1欄                                                   | 第2欄          |
|-------------------------------------------------------|--------------|
| ア 最も年齢が高い児童<br>（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）           | 徴収金基準額表に定める額 |
| イ ア以外の児童のうち、最も年齢が高い児童<br>（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） | 徴収金基準額表×0.5  |
| ウ 上記以外の児童                                             | 0円           |
| （注）10円未満は切り捨てる。                                       |              |

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)